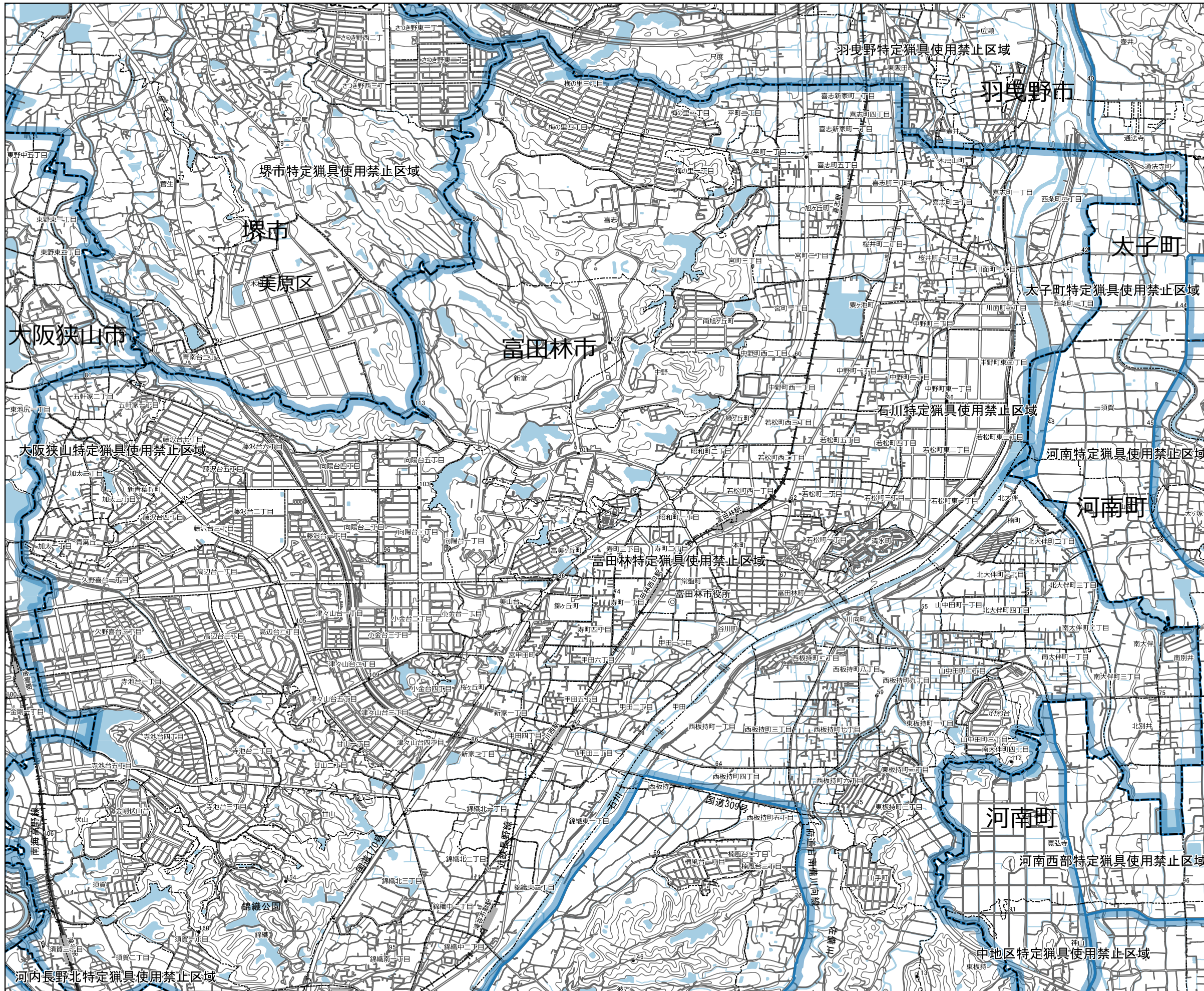


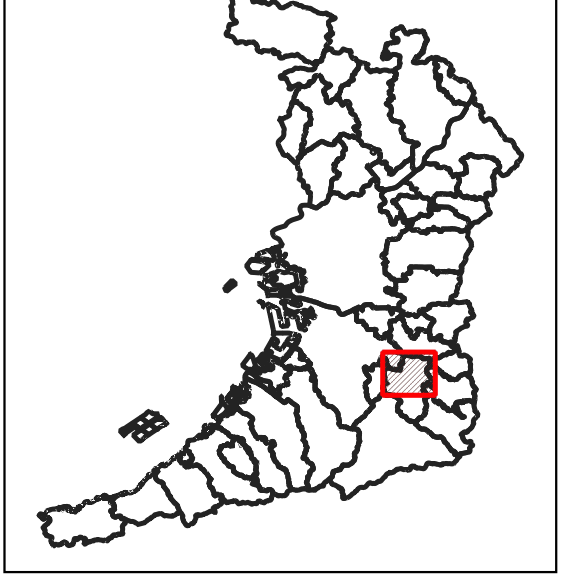
39 富田林特定猟具使用禁止区域(1)

1:15000

0 250 500 750 1000 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

富田林市と千早赤阪村との境界線と府道東阪三日市線の交点を起点として、同府道を西進、府道甘南備川向線との合流点から南進し、甘南備16号農道との交点まで至り、同農道を経て、富田林市と河内長野市との境界に至る。同市境を西進し、同市境と富田林市道竜泉1号線の交点から、同市道を北上し、府道甘南備川向線を経て、国道309号に至り、同国道を西進し、石川右岸まで至り、同岸を南進し、河内長野市の境界線に至る。同市境を北上し、大阪狭山市、堺市美原区、羽曳野市、太子町、河南町、及び千早赤阪村の境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。